

様式3 講師が航空法第132条の70第1項の表の下欄の条件に適合することを説明した書類

講師の条件への適合宣誓書

年 月 日

国土交通大臣 殿

講 師 名

登録講習機関の名称

住 所

代 表 者 名

(講師名)は、航空法第132条の70第1項の表の下欄の講師の条件に適合することをここに宣誓します。

一等無人航空機操縦士の講習を行うための講習機関

- 一 十八歳以上であること。
- 二 過去二年間に第三項第四号に規定する無人航空機講習事務に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。
- 三 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（無人航空機の飛行の方法について限定がされていないものに限る。）を有する者であつて一年以上無人航空機を飛行させた経験を有するもの又はこれを同等以上の能力を有する者であること。

二等無人航空機操縦士の講習を行うための講習機関

- 一 一の項表の下欄第一号及び第二号に掲げる講師の条件に適合する者であること。
- 二 二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（無人航空機の飛行の方法について限定がされていないものに限る。）を有する者であつて六月以上無人航空機を飛行させた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。